

バリアフリー法施行規則

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（抄）

平成十八年十二月十五日
国土交通省令第一百十号

（法第二条第七号の主務省令で定める自動車）

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第七号の主務省令で定める自動車は、座席が回転することにより高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能なものとする。

（旅客施設の大規模な改良）

第四条 法第八条第一項の主務省令で定める旅客施設の大規模な改良は、次に掲げる旅客施設の区分に応じ、それぞれ次に定める改良とする。

- 一 法第二条第五号イ及びロに掲げる施設 すべての本線の高架式構造又は地下式構造への変更に伴う旅客施設の改良、旅客施設の移設その他の全面的な改良
- 二 法第二条第五号ハからホまでに掲げる施設 旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設の構造の変更であって、当該変更に係る部分の敷地面積（建築物に該当する部分にあっては、床面積）の合計が当該施設の延べ面積の二分の一以上であるもの

（旅客施設の建設又は大規模な改良の届出）

第五条 法第九条第二項前段の規定により旅客施設の建設又は大規模な改良の届出をしようとする者は、当該建設又は大規模な改良の工事の開始の日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の法第二条第五号イからホまでに掲げる施設の区分
- 三 当該旅客施設の名称及び位置
- 四 工事計画
- 五 工事着手予定時期及び工事完成予定時期

2 前項の届出書には、当該旅客施設が法第八条第一項の公共交通移動等円滑化基準に適合することとなることを示す当該旅客施設の構造及び設備に関する書類及び図面を添付しなければならない。

（変更の届出）

第六条 法第九条第二項後段の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更の届出に係る工事の開始の日の三十日前までに（工事を要しない場合にあっては、あらかじめ）、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該旅客施設の名称及び位置

三 変更しようとする事項（新旧の書類又は図面を明示すること。）

四 変更を必要とする理由

2 前項の届出書には、前条第二項の書類又は図面のうち届け出た事項の変更に伴いその内容が変更されるものであって、その変更後のものを添付しなければならない。

（移動等円滑化実績等報告書）

第二十三条 公共交通事業者等は、毎年五月三十一日までに、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の中欄に掲げる地方支分部局の長に、同表の下欄に掲げる様式による移動等円滑化実績等報告書を提出しなければならない。

| | | |
|--|--|----------------|
| 七 法第二条第四号ホに掲げる者（次号に掲げる者を除く。） | 当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） | 第十四号様式 |
| 八 法第二条第四号ホに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの | 当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） | 第十四号様式及び第十五号様式 |
| 十一 法第二条第四号トに掲げる者のうち同条第五号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの | 当該公共交通事業者等の主たる事務所を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長 | 第十五号様式 |

（臨時の報告）

第二十四条 公共交通事業者等は、前条に定める移動等円滑化実績等報告書のほか、国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長から、移動等円滑化のための事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

（立入検査の証明書）

第二十五条 法第五十三条第五項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第十八号様式によるものとする。

（権限の委任）

第二十六条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次の表の権限の欄に掲げるものは、それぞれ同表の地方支分部局の長の欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。

| 権限 | | 地方支分部局の長 |
|-----------------------|--|-----------------------------------|
| 一 法第九條第二項の規定による届出の受理 | イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長 |
| | ロ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） |
| | ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長 |
| | ニ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方航空局長 |
| 二 法第九條第三項の規定による命令 | イ 法第二条第五号ハに掲げる施設のうち専用バスターミナルに係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長 |
| | ロ 福祉タクシー車両に係るもの | 当該福祉タクシー車両の使用の本拠を管轄する地方運輸局長 |
| | ハ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものに限る。）に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） |
| | ニ 法第二条第五号ニに掲げる施設（当該施設を設置し、又は管理する者が一般旅客定期航路事業者であるものを除く。）に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長 |
| | ホ 船舶（公共交通移動等円滑化基準省令第一条第一項第十四号に規定する船舶をいう。）に係るもの | 当該船舶の航路の拠点を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。） |
| ヘ 法第二条第五号ホに掲げる施設に係るもの | 当該施設の所在地を管轄する地方航空局長 | |

2 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、法第二十五条第十一項の助言に係るもの並びに法第五十三条第一項の規定による報告、立入検査及び質問に係るものは、地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）、地方航空局長、運輸支局長及び海事事務所長も行うことができる。

3 法に規定する道路管理者及び公園管理者である国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行規則及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十二年^{運輸省令建設省}第九号）

第14号様式（第23条関係）（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化実績等報告書（船舶）

（ 年度）

住 所
事業者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 船舶の移動等円滑化の達成状況（船舶ごとに記入）

（ 年3月31日現在）

| 船名 | 船種 | 総トン数 | 旅客定員 | 建造年月日 | 就航航路 | 供用開始年月 | 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無 | 乗降用設備への対応 | 基準適合客席の設置数 | 車いすスペースの設置数 | 乗降口と客席との間の経路の対応 |
|------|----|------|------|-------|-------|--------|---------------------|-----------|------------|-------------|-----------------|
| | | 総トン | | 年 月 日 | 港～ 港間 | 年 月 | | | 席 | | |
| (合計) | | | | | | | | 隻 | 隻 | 席 | 隻 |

| 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応 | エレベーターの設置基数 | エスカレーターの設置基数 | その他の昇降機の設置基数 | 便所への対応 | 食堂への対応 | 売店への対応 | 遊歩甲板への対応 | 点状ブロックの設置の有無 | 運航情報提供設備の設置の有無 | 案内設備の設置の有無 |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------|--------|--------|----------|--------------|----------------|------------|
| | () | () | 基 | | | | | | | |
| 隻 | () | () | 基 | 隻 | 隻 | 隻 | 隻 | 隻 | 隻 | 隻 |

2. 旅客船の移動等円滑化のための事業の計画

| 対象となる旅客船 | 計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。) |
|---------------|--------------------------------------|
| | |
| 前年度の計画からの変更内容 | |
| | |

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該船舶が公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
- 乗降用設備への対応の欄には、当該船舶に乗降用設備が設置されていない場合は一印を、乗降用設備が設置されており、かつ、障害者対応型乗降用設備（公共交通移動等円滑化基準省令第47条の基準に適合する乗降用設備をいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型乗降用設備が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 基準適合客席の設置数の欄には、当該船舶に設置された基準適合客席（公共交通移動等円滑化基準省令第49条第1項又は第2項の基準に適合する客席をいう。以下同じ。）の設置数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 車いすスペースの設置数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第50条の規定により設けられた車いすスペースの設置数を記入すること。
 - 乗降口と客席との間の経路の対応の欄には、船舶の乗降口と客席との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第48条、第51条第1項及び第3項、第52条並びに第53条第1項から第5項までのすべての基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 客席と船内旅客用設備との間の経路の対応の欄には、客席と公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の船内旅客用設備との間の経路について、公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項及び第3項、第52条並びに第53条第6項及び第7項の基準に適合する場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - エレベーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第2項及び第3項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - エスカレーターの設置基数の欄には、当該船舶に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第53条第4項及び第5項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
 - その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
 - 便所への対応の欄には、当該船舶に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第54条の基準に適合するものをいう。以下この様式において同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 食堂への対応の欄には、当該船舶に食堂が設置されていない場合は一印を、食堂が設置されており、かつ、障害者対応型食堂（公共交通移動等円滑化基準省令第55条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型食堂が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 売店への対応の欄には、当該船舶に売店が設置されていない場合は一印を、売店が設置されており、かつ、障害者対応型売店（公共交通移動等円滑化基準省令第56条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型売店が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 遊歩甲板への対応の欄には、当該船舶に公共交通移動等円滑化基準省令第51条第2項の遊歩甲板（以下「遊歩甲板」という。）が設置されていない場合は一印を、遊歩甲板が設置されており、かつ、障害者対応型遊歩甲板（公共交通移動等円滑化基準省令第57条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型遊歩甲板が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 点状ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第58条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 運航情報提供設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第59条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第60条に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
 - 2から6まで及び10から16までについては、公共交通移動等円滑化基準省令第61条第2項の認定を受けていることにより基準への適用が除外されているものには「免除」と記入すること。

移動等円滑化実績等報告書（旅客船ターミナル）

（ 年度）

住 所
設置／管理者名
代表者名（役職名及び氏名）

1. 旅客船ターミナルの移動等円滑化の達成状況

（ 年3月31日現在）

| 旅客船ターミナルの名称 | 所在都道府県市町村 | 一日当たりの利用者数 | 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無 | 段差への対応 | 乗船場所の数 | 段差が解消されている乗船場所の数 | エレベーターの設置基数 | エスカレーターの設置基数 | その他の昇降機の設置基数 | 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無 | 案内設備の設置の有無 | 障害者対応型便所の設置の有無 | 転落防止設備の設置の有無 |
|-------------|-----------|------------|---------------------|--------|--------|------------------|-------------|--------------|--------------|--------------------|------------|----------------|--------------|
| | 県 市 | 人 | | | | | 基 () | 基 () | 基 | | | | |
| (合計)ターミナル | | | | | | | 基 () | 基 () | 基 | | | | |

2. 旅客船ターミナルの移動等円滑化のための事業の計画

| 対象となる旅客船ターミナル | 計画内容 (目標、計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。) |
|---------------|--------------------------------------|
| | |
| 前年度の計画からの変更内容 | |
| | |

- 注1. 旅客船ターミナルの名称の欄には、ターミナル名に加えて所在する港名を付記すること等により、他の旅客船ターミナルと混同するおそれがないように記入すること。
2. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該旅客船ターミナルが公共交通移動等円滑化基準省令のすべての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
3. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
4. 乗船場所の数の欄には、岸壁、浮桟橋等をそれぞれ一の乗船場所としてそれらの合計数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
5. 段差が解消されている乗船場所の数の欄には、旅客船ターミナルの出入口とそれぞれの乗船場所との間の経路の段差が解消されている乗船場所の数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
6. エレベーターの設置基数の欄には、当該旅客船ターミナルに設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
7. エスカレーターの設置基数の欄には、当該旅客船ターミナルに設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第8項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。
8. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。
9. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
10. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
11. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該旅客船ターミナルに便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。
12. 転落防止設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第26条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。